

## 国家戦略特区で活用可能な規制改革メニュー

R4年9月時点

(1)①都市再生、②創業、③外国人材、④観光、⑤医療、⑥介護、⑦保育、⑧雇用、⑨教育、⑩農林水産業、⑪近未来技術等の各分野で下記の規制緩和メニューが特区で活用可能です。

※構造改革特区のメニューも活用可能。また、一部メニューは特区を経て全国展開

(1)都市再生(4事項、12メニュー)	
規制改革メニュー	概要
1	<p><b>容積率・都市計画ワンストップ</b></p> <p><b>都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し(9)</b></p> <p>●居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、以下の認可等をワンストップ化。                      (1)民間都市再生事業計画の認定(国家戦略民間都市再生事業)                      (2)土地区画整理事業の認可(国家戦略土地区画整理事業)                      (3)都市計画の決定又は変更(国家戦略都市計画建築物等整備事業)                      (4)開発行為の許可(国家戦略開発事業)                      (5)都市計画事業の認可又は承認(国家戦略都市計画施設整備事業)                      (6)市街地再開発事業の認可(国家戦略市街地再開発事業)</p> <p>●特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワンストップ)。(国家戦略建築物整備事業)</p> <p>●グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。(国家戦略住宅整備事業)</p> <p>●地域のニーズに応じた建物の立地を促進するため、地区計画等の区域において、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワンストップ)。(国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業)</p>
2	<p><b>公社管理道路(構造改革特区)</b></p> <p><b>民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化</b>                      地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。</p>
3	<p><b>建築物用地下水の採取</b></p> <p><b>建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用の特例</b>                      自治体が一括管理のための措置を講ずる場合に、実証試験を通じて地盤沈下等が生じないことが確認された帯水層蓄熱技術に対して、地下水の採取に関する特例措置を設ける。</p>
4	<p><b>中心市街地活性化</b></p> <p><b>中心市街地活性化基本計画の認定の特例</b>                      中心市街地活性化基本計画に資する内容が記載された区域計画の認定がなされた場合、中心市街地活性化基本計画の認定がなされたものとする。</p>

## 国家戦略特区で活用可能な規制改革メニュー

### (2)創業(6事項、7メニュー)

規制改革メニュー		概要
5	開業ワンストップ	<b>外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置</b> 外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。
6	公証人	<b>公証人の公証役場外における定款認証</b> 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。
7	官民人材	<b>官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化(2)</b> ●スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。 ●国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター(仮称)」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。
8	信用保証(一般社団等)	<b>一般社団法人等への信用保証制度の適用</b> 一般社団法人及び一般財団法人に関して、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。
9	テレワーク	<b>多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置</b> テレワーク等多様な働き方を普及させることにより、企業の働き方改革を推進し優秀な人材を確保するとともに、生産性を高め、企業の国際競争力を強化するため、国と地方公共団体が連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワンストップで行う「テレワーク推進センター」を設置する。
10	工場の新增設	<b>工場新增設促進のための関連法令の規制緩和</b> 市町村の条例の制定により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする。

### (3)外国人材(9事項、9メニュー)

規制改革メニュー		概要
11	家事支援外国人材	<b>外国人家事支援人材の活用</b> 女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。
12	創業外国人材	<b>創業人材等の多様な外国人の受入れ促進</b> 創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。
13	クールジャパン外国人材	<b>クールジャパン外国人材の受入れ促進</b> アニメ・ゲーム等のクリエイターや和食料理人材など、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進するための施策の推進、情報提供等を行う。 <b>クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進</b> クールジャパン・インバウンド対応分野の外国人材に係る受入れ要望がなされた場合に、区域会議において、関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、現行の上陸許可基準の代替措置を設けることにより、専門的・技術的分野の外国人材がより柔軟かつ適切に入国・在留・就労する機会の拡大を図る。

## 国家戦略特区で活用可能な規制改革メニュー

規制改革メニュー	概要
14 外国人雇用相談	<b>外国人を雇用しようとする事業主への援助(相談センターの設置)</b> 国家戦略特別区域会議の下に、専門の弁護士・行政書士などで構成される相談センターを設置し、企業等に対し各種相談や情報提供等を行うとともに、在留資格の許可・不許可に係る具体的事例の整理・分析を行う。
15 農業支援外国人材 ※沖縄県活用 (H30.6.14認定)	<b>農業支援外国人材の受入れ</b> 産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。
16 高度人材ポイント制	<b>高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目新設</b> より高度な外国人材の受入れを積極的に推進するため、出入国管理上の優遇措置を講ずる「高度人材ポイント制」において、地方公共団体が創業等を支援する企業等に就労する外国人へ、新たに特別加算を実施する特例措置を実施する。
17 創業外国人材 (事業所確保の特例) ※R元年度追加(3月)	<b>創業外国人材の事業所確保要件の緩和</b> 外国人による創業活動をさらに促進するため、創業外国人材の特例措置を活用し入国後、初回の在留資格更新時に、在留資格「経営・管理」に必要な確保すべき事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等についても最大1年間認める。
18 創業外国人材 (在留資格「留学」からの資格変更) ※R元年度追加(3月)	<b>外国人留学生の創業活動の促進</b> 意欲と能力ある外国人留学生の創業を促進するため、地方自治体等が一定の要件を確認した場合、在学中及び卒業後に帰国することなく創業外国人材の特例措置に基づく「経営・管理」への在留資格変更を認める。
19 外国人美容師	<b>外国人美容師の育成</b> 日本の美容製品の輸出促進や、インバウンド需要に対応するため、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、一定の要件の下、美容師としての就労を目的とする在留を認める。

### ④観光(5事項、5メニュー)

規制改革メニュー	概要
20 旅館業法	<b>滞在施設の旅館業法の適用除外</b> 国内外旅行客の滞りに適した施設を賃貸借契約に基づき3日から10日間以上使用させ、滞りに必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。
21 旅館業法(宅建業法)	<b>旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化</b> 国家戦略特区における旅館業法の特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化。
22 自家用自動車	<b>過疎地等での自家用自動車の活用拡大</b> 過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。
23 出入国手続き	<b>民間と連携した出入国手続き等の迅速化</b> 外国人観光客に対する空港等での手続きを迅速・快適なものにするため、出入国に際して必要な手続きについて、民間事業者等との十分な連携の下、必要な施策を講ずる。
24 旅行業務取扱管理者試験	<b>農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除</b> 観光庁長官が実施する研修を終了した者について、地域のニーズに応じて国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する。

## 国家戦略特区で活用可能な規制改革メニュー

(5)医療(10事項、10メニュー)	
規制改革メニュー	概要
25 外国医師	<b>国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁</b> 二国間協定に基づく外国人医師については、①自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認める。 また、二国間協定に基づく外国医師の受入れについては、協定を締結している国ごとに外国医師人数や診療を実施する医療機関に制限があるところ、②「外国医師人数枠の拡大」と③「外国医師が診療可能な医療機関の拡大(追加指定)」を認める。
26 臨床修練	<b>外国医師診療所</b> 臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。
27 病床 ※沖縄県活用 (H28.4.13認定)	<b>病床規制の特例による病床の新設・増床の容認</b> 都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。
28 医学部	<b>医学部の新設</b> 「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針(平成27年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定)」に従い、国際的な医療人材の育成を目的とする医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象と出来る。
29 医療法人	<b>医療法人の理事長要件の見直し</b> 医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。
30 粒子線	<b>粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例</b> 海外への粒子線治療の普及と日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進を図る観点から、粒子線の治療に係る研修を目的として、外国の医師・看護師又は診療放射線技師や、上記と共に放射線物理学の専門家が入国する場合、在留期間を最長2年とする。
31 医療機器相談	<b>特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化</b> 国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が相談者の所属する臨床研究中核病院に必要なに応じて出張して特区事前面談及び特区フォローアップ面談を実施する。
32 医薬品相談	<b>革新的な医薬品の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者に対する援助(革新的な医薬品の開発迅速化)</b> 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)内に、臨床研究中核病院等担当のコーディネーター(拠点担当コーディネーター)を必要に応じて設置し、臨床研究中核病院等における医薬品の研究開発を支援する。
33 可搬型PET	<b>可搬型PET装置のMRI室での使用</b> PET検査薬を用いた可搬型PET装置による撮影を、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で、MRI室において行うことを可能とする。
34 臨床試験専用病床 (構造改革特区)	<b>臨床試験専用病床の施設基準の緩和</b> 治験その他の臨床試験であって、健康な者(患者以外の者)を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。

## 国家戦略特区で活用可能な規制改革メニュー

(6)介護(1事項、1メニュー)	
規制改革メニュー	概要
39	<p><b>ユニット型指定介護</b></p> <p>ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例                      国家戦略特別区域内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入し実証実験を行う場合には、共同生活室について、隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例において定めることとしても差し支えないこととする。</p>
(7)保育(4事項、4メニュー)	
規制改革メニュー	概要
40	<p><b>地域限定保育士</b>                      ※沖縄県活用                      (H27.9.9認定)</p> <p>・「地域限定保育士」の創設(政令市による当該保育士試験の実施を含む)                      保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。                      地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。</p>
41	<p><b>地域限定保育士</b>                      (実施主体)</p> <p>・多様な主体による地域限定保育士試験の実施                      地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。</p>
42	<p><b>小規模認可保育所(対象年齢)</b></p> <p>小規模認可保育所における対象年齢の拡大                      待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみの保育等を行うことを可能とする。</p>
43	<p><b>地方裁量型認可化移行施設</b></p> <p>地方裁量型認可化移行施設の設置                      「認可化移行施設」を基にして、待機児童が多い都道府県が保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、保育所等への移行を希望する施設や保育士不足のため保育所等としての事業を休止した上でその再開を目指し、認可外保育施設として事業を継続する施設について、所要の講習・研修を経た保育従事者を一定割合配置する等、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことによる保育の受け皿整備を可能とする。</p>
(8)雇用(2事項、2メニュー)	
規制改革メニュー	概要
44	<p><b>雇用条件</b></p> <p>雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置                      グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を行う。</p>
45	<p><b>障がい者雇用</b></p> <p>障がい者雇用に係る雇用率算定の特例拡充                      障がい者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合(LLP)を対象に追加することで、特に異業種の中小企業による障がい者雇用を推進する。</p>

## 国家戦略特区で活用可能な規制改革メニュー

### (9)教育(2事項、2メニュー)

規制改革メニュー	概要
47 公設民営学校	<b>公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)</b> グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。
48 獣医学部	<b>獣医学部の新設</b> 「国家戦略特区における追加の規制改革事項について(平成28年11月9日国家戦略特別区域諮問会議決定)」に従い、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するための獣医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象と出来る。

### (10)農林水産業(5事項、5メニュー)

規制改革メニュー	概要
49 農業委員会	<b>農業委員会と市町村の事務分担</b> 農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能化。
50 企業農地取得	<b>企業による農地取得の特例</b> 喫緊の課題である担い手不足や耕作放棄地等の解消を図ろうとする国家戦略特区において、農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」について、地方自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への移転など、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を認める特例を、今後5年間の時限措置として設ける。
51 国有林野(面積)	<b>国有林野の貸付面積の拡大</b> 国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。
52 国有林野(貸付対象)	<b>国有林野の貸付等に関する対象者の拡大</b> 国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。
53 特産酒類(焼酎等) (構造改革特区)	<b>単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和</b> 地域の特産物を原料とした「単式蒸留焼酎」又は「原料用アルコール」を少量からでも製造可能とすることにより、「焼酎特区」による地方創生を推進するため、一定の要件の下、これらの酒類に係る製造免許には、最低製造数量基準を適用しないこととする。

### (11)近未来技術(2事項、5メニュー)

規制改革メニュー	概要
56 近未来技術実証ワンストップ ※沖縄県活用 (R1.12.18認定)	<b>自動車の自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置</b> 自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」の実証実験等を行うものに対する、関係法令の規定に基づく手続きに関する情報の提供、相談、助言、その他の援助を行う。
57 地域限定型 規制のサンドボックス ※R2年度実現 (5月)	<b>地域限定型 規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機(ドローン)等の迅速・円滑な実証実験(4)</b> 自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用などの高度で革新的な近未来技術に関連する実証実験において、国・自治体・事業者の三者が一体となって区域計画を作成し、認定を受けることで、実証実験に関する各省庁の規制法令の許可等を受けたものとみなすことなどとする特例措置を講じる。